

平成24年度看護職員関係予算案の概要

1. 看護職員の資質向上対策

(1) チーム医療の総合的な推進

- ① 看護業務の安全性等検証事業 162百万円

新規 多様な職種が互いに連携・補完する「チーム医療」を推進し、患者の状況に的確に対応した医療の提供が必要であるため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。

ア) 在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業（在宅医療分野）

日本再生重点化措置要望額 70百万円

イ) チーム医療推進のための看護業務の安全性等検証事業（在宅医療分野以外） 92百万円

- ② 看護職員専門分野研修事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
高度な技術を有する認定看護師の養成研修等に対する支援を行う。
- ③ 協働推進研修事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
医師と看護師等との協働と連携を促進するための看護師等の研修等に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進事業

- ① 新人看護職員研修事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
新人看護職員研修ガイドラインによる研修体制の充実を図るため、新人看護職員研修に係る経費や、教育担当者に対する研修などの研修体制の充実に必要な研修に係る経費への支援を行う。
- ② 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
がん及び糖尿病の患者の看護ケアを充実するため研修を行う。
- ③ 看護教員等の養成支援 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
看護教員の質の向上と確保を図るため、看護教員養成講習会、実習指導者講習会及び看護教員の経験に応じた継続研修に対する支援を行う。

(3) 訪問看護の推進（訪問看護推進事業）

※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数

訪問看護を推進するため、地域において訪問看護推進協議会の設置、訪問看護ステーション間の研修に対する支援、在宅医療や訪問看護の普及に対する支援を行う。

2. 看護職員の離職の防止・復職の支援対策

(1) 看護職員等の勤務環境の改善に向けた支援

- ① 病院内保育所運営事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
子供を持つ看護職員や女性医師などの離職防止及び復職支援のため、病院内保育所（民間）の運営（24時間保育、病児等保育等を含む）に対する支援を行う。
- ② 医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進 52百万円
新規 都道府県労働局に専門のコンサルタントを配置し、看護師等の労務管理等の改善についての相談支援を実施するとともに、先進的な取組や好事例等の収集やその普及・啓発を推進する。
- ③ 看護職員の就労環境改善事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
拡充 「雇用の質」向上のため、多様な勤務形態の導入など就労環境改善のための取組に対する支援に加え、看護業務の効率化や職場風土改善等についての病棟師長等への研修事業に対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

- ① 看護職員確保対策特別事業（団体分） 66百万円
- ② 看護職員確保対策特別事業（都道府県分） ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する取組に対する支援を行う。
- ③ 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
院内助産所・助産師外来の医療機関管理者及び助産師への研修に対する支援を行う。

(3) 潜在看護職員の復職支援等

- ① 中央ナースセンター事業 114百万円
求人・求職情報の提供などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業等に対する支援を行う。
- ② 潜在看護職員等復職研修事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数
潜在看護職員の復職を促進するための臨床実務研修等に対する支援を行う。

3. 養给力（看護学生の育成）の確保対策

(1) 看護師等養成所運営事業 4,509百万円

看護師等養成所（民間立）の運営に対する支援を行う。

※看護師養成所修業年限延長促進事業、助産師養成所開校促進事業、看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業含む

(2) 看護教員等の養成支援（再掲） ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数

(3) 看護教員養成支援事業（通信制教育）改善経費 67百万円

新規 看護学生の養成を担う看護教員の質と量の双方の充実に向け、未受講教員の解消を図るため、通信教育（eラーニング）を活用するための基盤整備を行う。

4. その他

(1) 設備整備事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数

- ① 看護師等養成所初度設備整備・教育環境改善設備整備事業（公的立及び民間立分）
- ② 院内助産所・助産師外来設備整備事業（公的立及び民間立分）

(2) 施設整備事業（施設環境等改善） 医療提供体制施設整備交付金39億円の内数

- ① 病院内保育所施設整備事業、院内助産所・助産師外来施設整備事業（公的立及び民間立分）
- ② 看護師勤務環境改善施設整備事業、看護師宿舍施設整備事業（民間立分）

(3) 施設整備事業（看護師等養成所等） ◎ 地域自主戦略交付金6,754億円の内数

- ① 看護師等養成所施設整備・修業年限延長整備事業（民間立分）
- ② 看護教員養成講習会施設整備事業（公的立及び民間立分）

(4) 経済連携協定に伴う外国人看護師受入関連事業

- ① 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業 153百万円
- ② 外国人看護師候補者就労研修支援事業 ※ 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数

※ 医療提供体制推進事業費補助金：250億円

都道府県が行う看護職員等確保対策、救急医療対策、地域医療確保対策、設備整備関係事業をメニュー化事業間で融通可能（都道府県が自主性・裁量性を発揮し重点化可能）

◎ 地域自主戦略交付金【内閣府所管】：6,754億円の内数

地域の自主裁量を拡大するため、平成23年度に各府省所管の地方向け補助金等の一部を内閣府予算として計上する「地域自主戦略交付金」を創設。（地域自主戦略大綱 平成22年6月閣議決定）

看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内プロジェクトチーム報告書(概要)

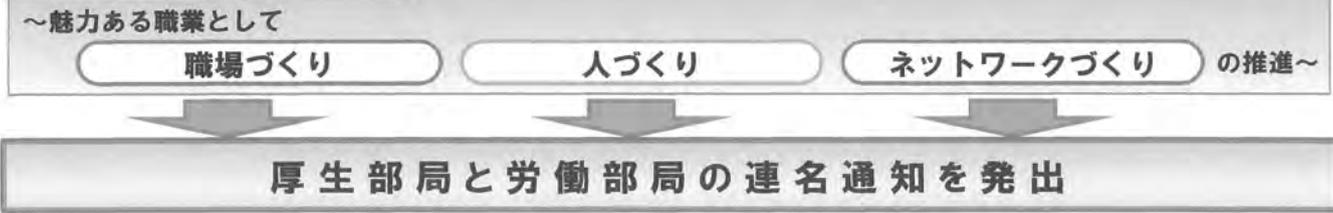
PTの設置・検討の経過

- 新成長戦略(22年6月18日閣議決定)
「医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として位置付け」「質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備」
- 看護師等は、夜勤を含む交代制などにより、厳しい勤務環境に置かれている者も多い → 「雇用の質」の向上が喫緊の課題
- 大臣指示(22年11月30日)を受け、PTを設置
→ 医政局・労働基準局・職業安定局・保険局の局長及び関係課長がメンバー
・PT開催 第1回：平成22年12月21日、第2回：平成23年5月17日
・病院、専門家、関係団体等に対して、勤務環境の現状・課題等についてヒアリングを実施

基本的な考え方

- 看護業務が「就業先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業」となることが求められ、それなくして、持続可能な医療提供体制や医療安全は望めない。
- 厚生部局と労働部局が共通認識を持ちながら、総合的に看護師等の勤務環境の改善等に向けて可能なものから取り組む。
- 厚生労働行政としては、関係団体との密接な連携の下、医療界の主体的取組の幅広い展開や効果的な促進等の取組を実施。(23年度の取組：別添)
- 共同の取組は、本年度から速やかに開始し、フォローアップを行いながら、24年度以降も継続実施する。

具体的な取組



～魅力ある職業として「職場づくり、人づくり、ネットワークづくりの推進」～ (別添)

	職場づくり	人づくり	ネットワークづくり
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師長等の経験に依存した労働時間等管理 ・看護師に委ねられる事務量の増加 ・育児等との両立の困難さ → 離職の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・質と量の両面における人材確保 ・継続的なキャリア形成支援の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域レベルにおける医療行政、労働行政及び関係者の新たなネットワークづくりの必要性
23年度の取組	<p style="text-align: center;">【医療機関の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働時間管理者の明確化 ◆ 申し送りの改善 ◆ 雇用制度、保育施設、職場風土の改善 <p style="text-align: center;">【行政の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働時間設定改善コンサルタントによる支援・研修の実施 ◆ 業務改善取組事例や多様な働き方の導入に関する好事例の情報提供・管理者研修への支援 ◆ 保育施設への財政的支援 	<p style="text-align: center;">【医療機関の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新人看護師への研修内容等の充実 ◆ 求職者への効果的な情報提供 <p style="text-align: center;">【行政の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新人看護師から専門性の高い看護師の養成までの体系的な支援 ◆ 潜在看護職員復職研修事業の実施 ◆ ハローワークやナースセンターの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県労働局、都道府県、関係団体、地域住民等による協働の枠組みを構築 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>地域の医療従事者の勤務環境改善等に取り組む恒常的な連絡協議の場として育成</p>

- 今後の課題**
- 23年度の取組のフォローアップを行い、24年度以降も、PT構成部局等の有機的な連携による取組を強化・継続。
 - 医師をはじめ医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた課題と対応に関する幅広い知見の収集・分析。
 - 中医協において、看護師等を含めた病院医療従事者の負担軽減策に関し、平成24年度診療報酬改定に向けて検討。

看護職員就業状況等実態調査（概要）

I. 調査の概要

1. 調査目的：本調査は、少子高齢化の進行及び今後増加する医療ニーズに対応した看護職員の定着促進、離職者の再就業支援等の課題を把握するとともに今後の在り方を検討するため、看護職員について就業者と離職者の状況等を把握することを目的として実施
2. 調査時期：平成22年8月から平成23年1月
3. 調査対象：保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許を有する者（以下「看護職員」という。）
4. 調査方法：各都道府県を通じて、看護師等学校養成所の卒業生に対して質問紙調査を実施。20歳代から50歳代までを同数抽出
5. 調査対象数：調査対象数 39,134人、有効回答数 20,388人（52.1%）

看護職員として就業している	17,384人	(85.3%)
看護職員として就業していない	3,004人	(14.7%)
（内訳）看護職員以外の仕事に就いている	979人	(4.8%)
（内訳）仕事に就いていない	2,025人	(9.9%)

II. 調査結果のポイント

括弧内の頁数及び図表番号は調査結果資料の頁数等である。

1. 看護職員として就業している者の状況

1) 雇用形態及び勤務体制

- 現在の雇用形態は、「正社員」（82.4%）が最も多く、次いで「パート・アルバイト」（11.8%）、「短時間正社員」（1.1%）、「派遣」（0.2%）であった。（p. 9、図1）勤務体制については、「3交代制」、「2交代制」が合わせて50.0%、「日勤のみ」43.4%、「夜勤のみ」0.3%であった。（p. 10、表16）

2) 就業継続の予定とその理由

- 就業継続の予定については「現在の施設で看護職員として働きたい」（64.0%）が最も多く、次いで「他施設で看護職員として働きたい」（17.2%）、「看護職員以外として働きたい」（3.4%）、「仕事はしない」（1.4%）であった。（p. 14、図6）
- 「現在の施設で看護職員として働きたい」と回答した者について、その理由は「通勤が便利だから」（51.9%）が最も多く、次いで「人間関係がよいから」（39.2%）、「勤務時間が希望にあっているから」（26.2%）であった。（p. 15、図8）
- 「他施設で看護職員として働きたい」と回答した者について、その理由は、「他施設への興味」34.1%が最も多く、次いで「給与に不満があるため」（31.1%）、「休暇がとれない・とりづらいため」（24.5%）であった。（p. 16、図9）

- 「看護職員以外として働きたい」と回答した者の理由は、「他分野(看護以外)への興味」(45.9%)、「責任の重さ・医療事故への不安があるため」(37.3%)、「仕事はしない」と回答した者については、「休暇がとれない・とりづらいため」(24.3%)「責任の重さ・医療事故への不安があるため」(20.6%)であった。(p. 16、図 9)

2. 看護職員として就業していない者の再就職希望

1) 今後の再就職希望

- 今後の再就職希望については、「看護職員として働きたい」(36.1%)が最も多く、次いで「未定」(24.0%)、「看護職員以外として働きたい」(19.6%)、「就職希望なし」(17.5%)であった。(p. 17、図 10)
なお、「看護職員として働きたい」の割合は、離職期間が「1年未満」で61.4%、「1年～3年未満」では51.6%であるが、5年以上では40%未満に低下していた。(p. 17、図 10)
- また、看護職員としての通算就業年数が「1年未満」の者では、「看護職員として働きたい」(22.8%)に比べ、「看護職員以外として働きたい」が49.7%と高かった。(p. 18、図 11)

2) 希望する雇用形態と勤務体制

- 看護職員として働きたいと回答した者が希望する雇用形態は、「パート・アルバイト」(48.0%)が最も多く、次いで「正社員」(30.4%)、「短時間正社員」(18.8%)であり、短時間勤務を希望する割合が正社員を希望する割合を上回った。また、勤務体制については「日勤のみ」が85.2%を占め、「交代勤務(2交代制・3交代制)」を希望する者は11.4%であった。(p. 20、表 23) (p. 21、表 25)

3) 再就職に関して抱く不安と求職の状況

- 再就職に関して抱く不安については、「最新の看護の知識・技術に対応できるか」(33.4%)が最も多く、次いで「家事・子育てと両立できるか」(32.6%)であった。なお、離職期間が長いほど、前者の不安の割合が高かった。「不安はない」は3.0%であった。(p. 22、表 26)
- 再就職時の研修を「希望する」が76.1%であり、研修を希望する場所は「就職する施設」が88.9%であった (p. 25、表 29) (p. 25、図 18)。

3. 退職経験のある者の退職理由及び再就職状況

1) 退職理由

- これまでに退職経験のある者の退職理由は、「出産・育児のため」(22.1%)が最も多く、「その他」(19.7%)、次いで「結婚のため」(17.7%)、「他施設への興味」(15.1%)であった。(p. 28、図 24)

2) 再就職の状況

- これまでに再就職をしたことがある者が再就職先を探す際に利用した施設等は、「友人・知人による紹介」(26.7%)が最も多く、「ハローワーク」(22.1%)、「ナースセンター」(10.2%)であった。(p. 34、図 30)
- これまでに再就職をしたことがある者が再就職先を選んだ理由としては、「通勤が便利だから」(56.5%)が最も多く、次いで「勤務時間が希望に合っているから」(51.0%)、「短時間勤務ができるから」(20.4%)であった。(p. 30、図 26)
- 再就職時の雇用形態については、「パート・アルバイト」(48.5%)が最も多く、次いで「正社員」(39.7%)であり、「短時間正社員」は2.7%にとどまった。(p. 34、図 31)

〔調査結果を踏まえた今後の看護職員就業支援〕

- ・ 看護職員として就業している者の就業継続の予定は、「現在の施設で働きたい」が64.0%で最も多いが、他施設での就業や離職を希望する者もいることから、定着促進に向けた取組み強化が課題
- ・ 看護職員として就業していない者で看護職員の通算就業年数が1年未満の者は「看護職員以外として働きたい」の回答が多く、新人看護職員の定着促進も課題
- ・ 看護職員として再就職を希望する者の雇用形態の希望は、「パート・アルバイト」及び「短時間正社員」で66.8%であり、再就職を可能とするための多様な勤務形態の導入が必要
- ・ 看護職員として再就職を希望する者のうち、再就職に関して不安を持つものが9割以上。再就職時の研修を希望する者は76.1%であり、再就職に向けた支援も必要
- ・ 再就職をした者が再就職先を選んだ理由は、通勤の利便性や勤務時間に関するものが多く、ワーク・ライフバランスを考慮した再就職支援が重要

表 1

平成 24 年度専任教員養成講習会開催予定一覧

都道府県	開催予定期間	定員(人)
北海道	平成24年5月～平成25年2月	40
茨城県	平成24年4月～平成25年3月	30
栃木県	平成24年4月～平成25年3月	30
群馬県	平成24年4月～平成25年2月	20
埼玉県	平成24年4月～平成25年1月	40
東京都	平成24年5月～平成25年3月	45
神奈川県	平成24年4月～平成25年3月	40
長野県	平成24年5月～平成24年3月	30
石川県	平成24年4月～平成24年12月	30
愛知県	平成24年4月～平成25年3月	45
滋賀県	平成24年4月～平成24年12月	35
大阪府	平成24年4月～平成24年1月	60
兵庫県	平成24年4月～平成24年12月	25
和歌山県	平成24年4月～平成24年12月	25
広島県	平成24年5月～平成25年1月	36
山口県	平成24年6月～平成25年2月	35
福岡県	平成24年4月～平成24年12月	55
熊本県	平成24年4月～平成24年12月	30
合計		651

(平成 23 年 12 月 22 日現在)

平成 24 年度教務主任養成講習会開催予定一覧

都道府県	開催予定期間	定員(人)
福岡県	平成24年5月～平成24年11月	30

(平成 23 年 12 月 22 日現在)

表2

平成16～23年度 専任教員養成講習会定員数
 (平成22年度までは「看護教員養成講習会」として実施)

都道府県	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北海道	50	50	50	50	50	50	45	40
青森県								
岩手県								
宮城県				30				
秋田県								
山形県								
福島県	40					40		
茨城県			30					
栃木県								
群馬県	30			30	30			
埼玉県	45							
千葉県		30				30	30	
東京都	50	45	45	45	45	45	45	45
神奈川県	40	40	40	40	40	40	40	40
新潟県								
富山県								
石川県								30
福井県								
山梨県								
長野県					30			
静岡県		45		30				30
岐阜県		35		35		35		30
愛知県	30	30	30	35	35	35	45	45
滋賀県		45						
三重県				30				30
京都府				45			45	60
大阪府	70	56	70	70	80	89	80	
兵庫県	50		40		40		35	
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県	35		35		35	30	35	35
山口県			35					
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県	45	45	45	45	45	45	55	55
佐賀県								
長崎県						30		
熊本県								
大分県				30	34			
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県						40		
旧看護研修 研究センター*	105	105	120	120	120	120	—	—
合計	590	526	540	635	614	629	455	440

* 保健師養成所教員専攻は除く

平成24年度看護師等養成所の開校等の予定について

平成24年4月1日開校等を予定している看護師等養成所について、下記のとおり指定及び変更承認をしたのでお知らせします。

(平成23年12月22日現在)

【看護師養成所】

看護師養成所（3年課程全日制）新設

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
北海道	北海道看護専門学校（仮称）	札幌市中央区南2条西11丁目328番7	80	学校法人札幌青葉学園
栃木県	那須看護専門学校	栃木県那須塩原市前弥六島原54-1	40	社会医療法人博愛会
埼玉県	さいたま看護専門学校	埼玉県さいたま市緑区三室1261-1	40	公益社団法人地域医療振興協会
静岡県	JA静岡厚生連するが看護専門学校（仮称）	静岡県富士市中之郷2500-1	35	静岡県厚生農業協同組合連合会
滋賀県	草津看護専門学校	滋賀県草津市矢橋町1660番地	40	社会医療法人誠光会
大阪府	大阪医専	大阪市北区大淀中1丁目10番3号	40	学校法人モード学園
福岡県	おばせ看護学院	福岡県京都郡苅田町新津1598番地	40	社会医療法人陽明会

看護師養成所（2年課程通信制）新設

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
大阪府	学校法人大阪滋慶学園 大阪保健福祉専門学校	大阪市淀川区宮原1丁目2番47号	250	学校法人大阪滋慶学園

看護師養成所（3年課程全日制）定員変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
東京都	東京都北多摩看護専門学校	東京都東大和市桜が丘3丁目44番10号	80→120	東京都
大阪府	学校法人大阪滋慶学園大阪保健福祉専門学校	大阪市淀川区宮原1丁目2番47号	40→80	学校法人大阪滋慶学園
兵庫県	財団法人尼崎健康・医療事業財団看護専門学校	尼崎市水堂町3丁目15番20号	40→70	財団法人尼崎健康・医療事業財団
高知県	龍馬看護ふくし専門学校	高知県高知市北本町1丁目5番3号	40→60	学校法人龍馬学園
福岡県	麻生看護医療専門学校	福岡県飯塚市芳雄町3番83号	45→60	学校法人麻生塾
熊本県	九州中央リハビリテーション学院	熊本県熊本市本山3丁目3番84号	40→80	学校法人立志学園

看護師養成所（3年課程全日制）設置者変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
千葉県	千葉中央看護専門学校	千葉県中央区南町1丁目5番18号	28	医療法人社団誠馨会
佐賀県	医療福祉専門学校 緑生館	佐賀県鳥栖市西新町1428番566号	40	学校法人緑生館
沖縄県	学校法人湘中央学園 浦添看護学校	沖縄県浦添市当山二丁目30番1号	80	学校法人湘中央学園

看護師養成所（2年課程）設置者変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
佐賀県	医療福祉専門学校 緑生館	佐賀県鳥栖市西新町1428番566号	50	学校法人
沖縄県	学校法人湘中央学園 浦添看護学校	沖縄県浦添市当山二丁目30番1号	20	学校法人湘中央学園

看護師養成所（3年課程全日制）課程変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
北海道	中村記念病院付属看護学校	北海道札幌市南区石山2条9丁目7番1号	40	医療法人医仁会
群馬県	渋川看護専門学校	群馬県渋川市金井356番地	40	社団法人渋川地区医師会
滋賀県	華頂看護専門学校	滋賀県大津市大萱7丁目7番2号	30	医療法人華頂会

看護師養成所（2年課程通信制）課程変更

都道府県	養成所名	所在地	1学年定員	設置者
埼玉県	深谷大里看護専門学校	埼玉県深谷市新成749番1号	200	学校法人藍香学園

平成23年度新人看護職員研修事業の状況

No	都道府県名	新人看護職員研修事業				医療機関受入研修事業				都道府県実施事業						
		施設数	新人職員数		受入施設数	受入人数	多施設合同研修事業		研修責任者等研修事業			新人看護職員研修推進事業				
			保健師研修実施施設数	助産師研修実施施設数			新人助産師数	新人看護師数	新人助産師合同研修	新人看護師合同研修	研修責任者研修	教育担当者研修	実地指導者研修	協議会	アドバイザー派遣	
1	北海道	138	4	21	1,897	21	49	18	88	○	×	○	○	○	×	×
2	青森県	25		4	283		8			×	×	○	○	×	×	×
3	岩手県	33	1	4	244	2	7			×	○	○	○	○	×	×
4	宮城県	32			503			1	6	×	○	○	×	×	×	×
5	秋田県	27	1	2	293	4	3			×	○	○	○	○	×	×
6	山形県	26	1	7	246	2	13	3	5	×	×	○	○	×	×	×
7	福島県	36		6	528		11	6	46	×	×	○	○	×	×	×
8	茨城県	47		8	763		26	9	58	×	○	○	○	○	×	○
9	栃木県	25	1	6	550	1	22	2	36	×	○	○	○	○	×	×
10	群馬県	54	1	6	594	1	16			×	○	○	×	○	○	○
11	埼玉県	125		16	1,866		62	18	117	×	○	○	○	○	×	○
12	千葉県	67	3	17	1,469	9	43	10	36	○	○	○	○	×	×	×
13	東京都	135	4	17	4,220	6	103	8	67	×	×	○	×	×	×	○
14	神奈川県	117		8	2,501		33	14	82	×	○	○	×	○	○	×
15	新潟県	46	1	10	579	1	24	4	7	×	×	×	×	×	×	×
16	富山県	23	1	6	336	1	11	3	19	×	×	○	○	○	○	×
17	石川県	33	1	2	443	1	5	5	40	×	×	○	○	×	×	×
18	福井県	13			242					×	×	○	○	×	○	×
19	山梨県	15	1	1	272	1	3			×	○	○	×	×	×	×
20	長野県	33	1	8	567	5	18	11	68	○	○	×	○	○	○	○
21	岐阜県	31	2	2	533	3	3	1	20	×	×	○	○	○	×	×
22	静岡県	54	1	10	960	1	30	7	39	×	○	○	○	○	×	×
23	愛知県	72		6	2,113		15	5	35	○	○	○	○	○	×	○
24	三重県	40		7	601		18	6	14	○	○	○	○	○	○	○
25	滋賀県	26			502			4	36	×	×	○	○	×	○	○
26	京都府	66		10	1,029		28	14	46	○	○	○	○	○	×	○
27	大阪府	151			3,053			30	263	×	×	○	×	×	×	×
28	兵庫県	112	1	18	1,806	1	40	16	68	×	○	○	○	○	×	×
29	奈良県	25	1	2	405	2	7	1	3	×	○	○	○	○	×	×
30	和歌山県	23		5	321		8	3	11	×	×	○	×	×	×	×
31	鳥取県	19			235			2	4	×	×	○	○	○	×	×
32	島根県	20	1	3	247	3	6	2	7	×	○	○	○	○	○	×
33	岡山県	31		2	578		9	2	17	×	×	○	○	×	×	×
34	広島県	62		8	983		27	19	74	○	○	○	○	○	○	○
35	山口県	31		4	497		13	6	8	×	×	×	○	○	×	×
36	徳島県	19		1	207		1	2	12	×	○	○	×	×	○	×
37	香川県	20		2	209		4			○	○	○	×	×	○	×
38	愛媛県	33			363			5	15	×	×	○	○	×	○	×
39	高知県	20			221			4	24	×	×	×	×	×	○	×
40	福岡県	127	1	8	2,369	1	21	24	222	×	×	○	×	○	○	×
41	佐賀県	27			320					×	×	○	×	×	×	×
42	長崎県	43		2	467		2	5	42	×	×	○	×	×	×	×
43	熊本県	50		4	542		26	8	61	×	×	○	○	○	×	×
44	大分県	41			324			6	28	×	×	○	×	×	×	×
45	宮崎県	26		1	264		2	6	27	×	○	○	○	○	○	×
46	鹿児島県	59		6	417		15			×	×	○	×	○	○	×
47	沖縄県	32			457			4	35	×	×	○	×	×	×	×
	合計	2,310	28	250	38,419	66	732	294	1,786	8	22	43	30	25	16	10

平成23年12月16日現在

医療支援のための情報共有サイト

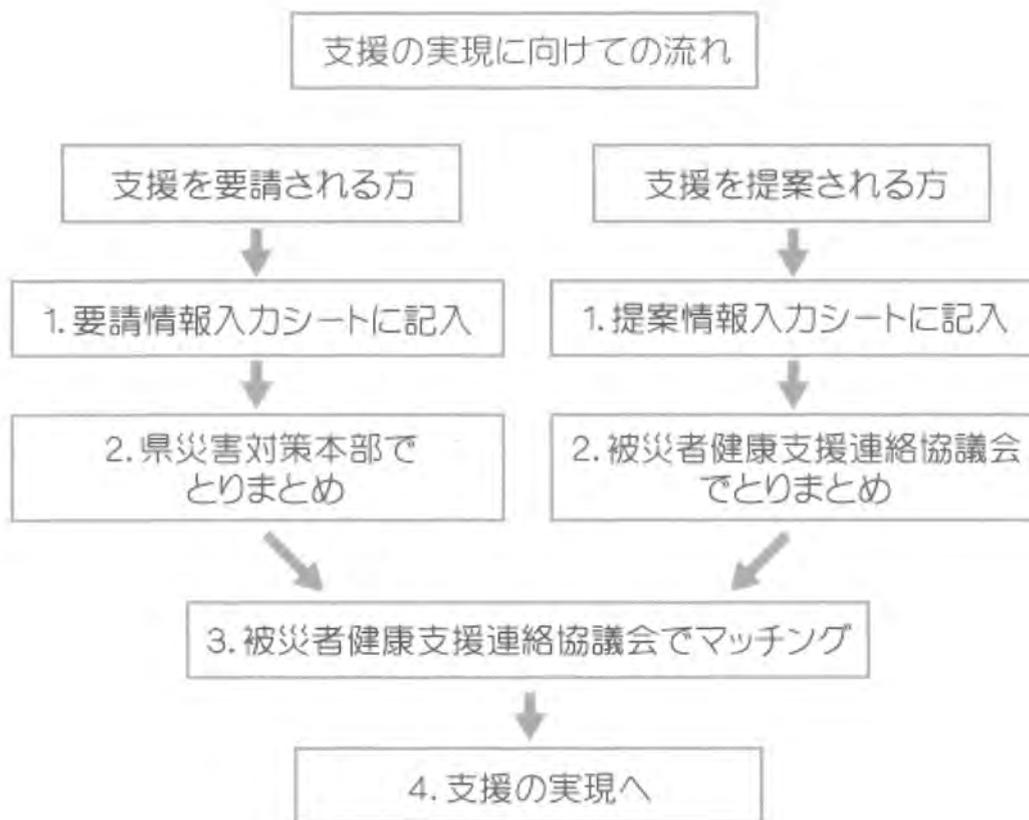
[ホーム](#) | [支援の要請](#) | [支援の提案](#) | [支援の実績](#)

本サイトは、被災者健康支援連絡協議会が、被災地の医療機関に対して、医師派遣の調整を行うために構築したものです。医療機関から各県の災害対策本部に提出され、とりまとめられた支援要請情報について、被災者健康支援連絡協議会が、全国の大学から寄せられた支援提案情報の中から適合する候補のマッチングを行います。

支援の要請 : 支援の要請を希望する場合は、こちらにお入りください。

支援の提案 : 支援の提案を行う場合は、こちらにお入りください。

支援の実績 : 今までに実施された支援の事例を参照できます。



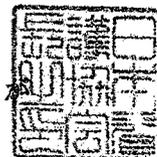
[被災者健康支援協議会 参加団体リスト \(PDF: 156KB\)](#)



日看協発第 491 号
平成 23 年 11 月 22 日

様

公益社団法人 日本看護協会
会 長 坂 本 す 本



東日本大震災における被災地看護職員確保のための
「eナースセンター」活用について（ご依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、東日本大震災から8か月以上経過する中で、福島県をはじめとする被災県内の医療機関等においては、医療従事者の人材不足が深刻な問題となっております。

同様の問題は病院のみならず介護施設、訪問看護ステーション等においても生じており、本会にも看護職確保の支援が欲しいという声が寄せられ、被災地における看護職の人材確保は喫緊の問題と捉えております。

そこで、本会では被災地の看護職員確保支援のために、都道府県ナースセンターが実施するナースバンク（無料職業紹介事業）のインターネットサイト「eナースセンター」の機能を活用して、被災県の求人・求職に関する情報を掲載する予定です。今後も継続して47都道府県ナースセンター（ナースバンク）と連携しながら、全国規模で看護職の確保支援活動を強化してまいりたいと思います。

つきましては、貴団体・関係医療機関におかれましても、上記趣旨をご理解いただき、協力を賜りますようお願いいたします。

記

【添付資料】

・求人求職インターネットサイト

「eナースセンター」のトップページ資料

担当部署】公益社団法人 日本看護協会
東日本大震災復旧復興支援室（齊藤美恵）

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL:03-6704-8801（直通）／FAX:03-5778-5602

E-mail: fukkoshien@nurse.or.jp

被災県看護職員確保のための「e-ナースセンター」活用について

都道府県ナースセンターが実施しているナースバンク(無料職業紹介事業)のインターネットサイト「e-ナースセンター」(<https://www.nurse-center.net/nccs/>)の情報発信機能を利用し、被災県の求人情報を掲載し、広く就業希望者を募ります。

◇掲載例

「e-ナースセンター」TOPページ「お知らせ」欄に掲載します。

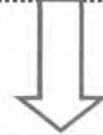


【TOP ページ画面】

お知らせ クリック

2011/11/18 被災県における求人情報について
2011/10/15 システムメンテナンスのお知らせ

【拡大図】



被災県における看護職員確保支援について

東日本大震災から8ヵ月以上経過しておりますが、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)においては、看護職員の確保が困難な状況が続き、深刻な問題となっております。全国のナースセンターでは、被災県の看護職員確保支援のために連携・協力しております。

被災県内で現在看護職員が不足している医療機関等の求人情報を特設情報として本欄にて掲載いたします。

下記求人への就業を希望される方、詳細情報をお知りになりたい方は、それぞれの求人情報の担当ナースセンターもしくはご登録のナースセンターへご連絡ください。なお、求人情報は随時更新いたします。

No.	求人施設名	名称(就業場所)	施設名	業務形態	勤務形態	給与形態	勤務時間
1	大館市	岩手県	赤松町	非常勤	1交代	時給	-

No.	求人施設名	名称(就業場所)	施設名	業務形態	勤務形態	給与形態	勤務時間
1	日通市	宮城県	赤松町	非常勤	1交代	月給	-
2	石巻市	石巻市	赤松町	非常勤	日勤	時給	9:00-18:00

No.	求人施設名	名称(就業場所)	施設名	業務形態	勤務形態	給与形態	勤務時間
1	福島市	福島県	赤松町	非常勤	1交代	月給	-
2	福島市	福島県	赤松町	非常勤	日勤	時給	9:00-18:00

求人情報担当ナースセンター連絡先

○岩手県ナースセンター
〒020-0117 盛岡市緑が丘2-4-55 岩手県看護協会センター1階 岩手県看護協会内
TEL: 019-650-5200 e-mail: info@nurse-center.net

○宮城県ナースセンター
〒980-0871 仙台市青葉区大森2-10-10 宮城県看護協会内
TEL: 022-272-8872 e-mail: info@nurse-center.net

○福島県ナースセンター
〒960-0871 福島市中央1-20-24 福島県看護協会内
TEL: 024-994-9000 e-mail: info@nurse-center.net

【求人情報掲載例】

ナースセンター未登録者でも、誰でもアクセスすることが可能なため、広く看護職に求人情報を発信することができます。

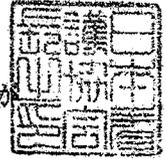
システム運用
公益社団法人日本看護協会 中央ナースセンター
TEL: 03-5778-8561
e-mail: chuo@nurse-center.net



日看協発第 491 号の 2
平成 23 年 11 月 22 日

様

公益社団法人 日本看護協会
会 長 坂 本 す け



東日本大震災における被災地医療機関等への看護職派遣の
協力依頼について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災から 8 か月以上経過する中で、とりわけ福島県内の医療機関等においては、医療従事者の人材不足が深刻な問題となっております。

現在、本会ならびに医師会をはじめとする医療関連団体等により組織された「被災者健康支援連絡協議会」では、全国の医学部・大学病院等から寄せられた情報をもとに医療支援のための「医師派遣システム」を通じて、被災地の医療機関に医師派遣を行っています。

今後、このシステムを通じて、貴団体等に医師の派遣と一緒に看護職の派遣依頼がありましたら、できる限りご協力頂ければ幸甚でございます。

被災地医療の中長期的なご支援のため、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

<添付資料>

被災者健康支援連絡協議会・医療支援のための情報共有サイト

<http://shinsai-shien.ncc.go.jp/>

【担当部署】公益社団法人 日本看護協会

東日本大震災復旧復興支援室 (齊藤美恵)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL:03-6704-8801 (直通) / FAX:03-5778-5602

E-mail: fukkoshien@nurse.or.jp

送付先 看護関係団体一覧

		団体名	役職
看護管理者団体	1	国立大学病院看護部長会議	委員長
	2	私立医科大学病院協議会看護部長会	代表
	3	全国看護職副院長協議会	会長
	4	認定看護管理者会	会長
看護団体	5	社団法人日本精神科看護技術協会	会長
病院団体看護部門等	6	独立行政法人国立病院機構	理事長
	7	独立行政法人労働者健康福祉機構	医療事業部看護課 理事
	8	社団法人全国社会保険協会連合会	理事長
	9	日本赤十字社	事業局看護部長
	10	社会福祉法人恩賜財団 済生会	理事長
	11	全国厚生農業協同組合連合会	会長
	12	社団法人日本病院会	会長
	13	社団法人全日本病院協会	会長
	14	社団法人日本医療法人協会	会長
	15	公益社団法人地域医療振興協会	会長
	16	社団法人全国自治体病院協議会	会長
	17	社団法人日本精神科病院協会	会長
	18	一般社団法人日本慢性期医療協会	会長

経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）、平成21年度は362人（看護173人、介護189人）、平成22年度は116人（看護39人、介護77人）、平成23年度は105人（看護47人、介護58人）が入国。
平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。

看護師コース （在留期間は最大3年間）

インドネシアの看護師
+2年間の実務経験

一定の日本語能力を
有すると認められる者※

日本語研修（訪日前6か月間）

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん

日本語研修（訪日後6か月間）

看護導入研修、就労ガイダンス

病院で雇用契約に基づき就労・研修

- ・看護補助業務に従事
- ・看護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

看護師国家試験の受験（3回まで）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）
看護師国家試験の受験

看護師として就労
（在留資格は、上限なく更新可能）

介護福祉士コース （在留期間は最大4年間）

「高等教育機関（3年以上）卒業＋
インドネシア政府による介護士の認定」又は
「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業者」

一定の日本語能力を
有すると認められる者※

日本語研修（訪日前6か月間）

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん

日本語研修（訪日後6か月間）

介護導入研修、就労ガイダンス

介護施設で雇用契約に基づき就労・研修

- （3年以上）
- ・介護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

介護福祉士国家試験の受験（1回）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）
介護福祉士国家試験の受験

介護福祉士として就労
（在留資格は、上限なく更新可能）

※ 日本語能力試験N2（旧2級）程度の日本語能力がある場合（累計7人（看護0人、介護7人））
（注）上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

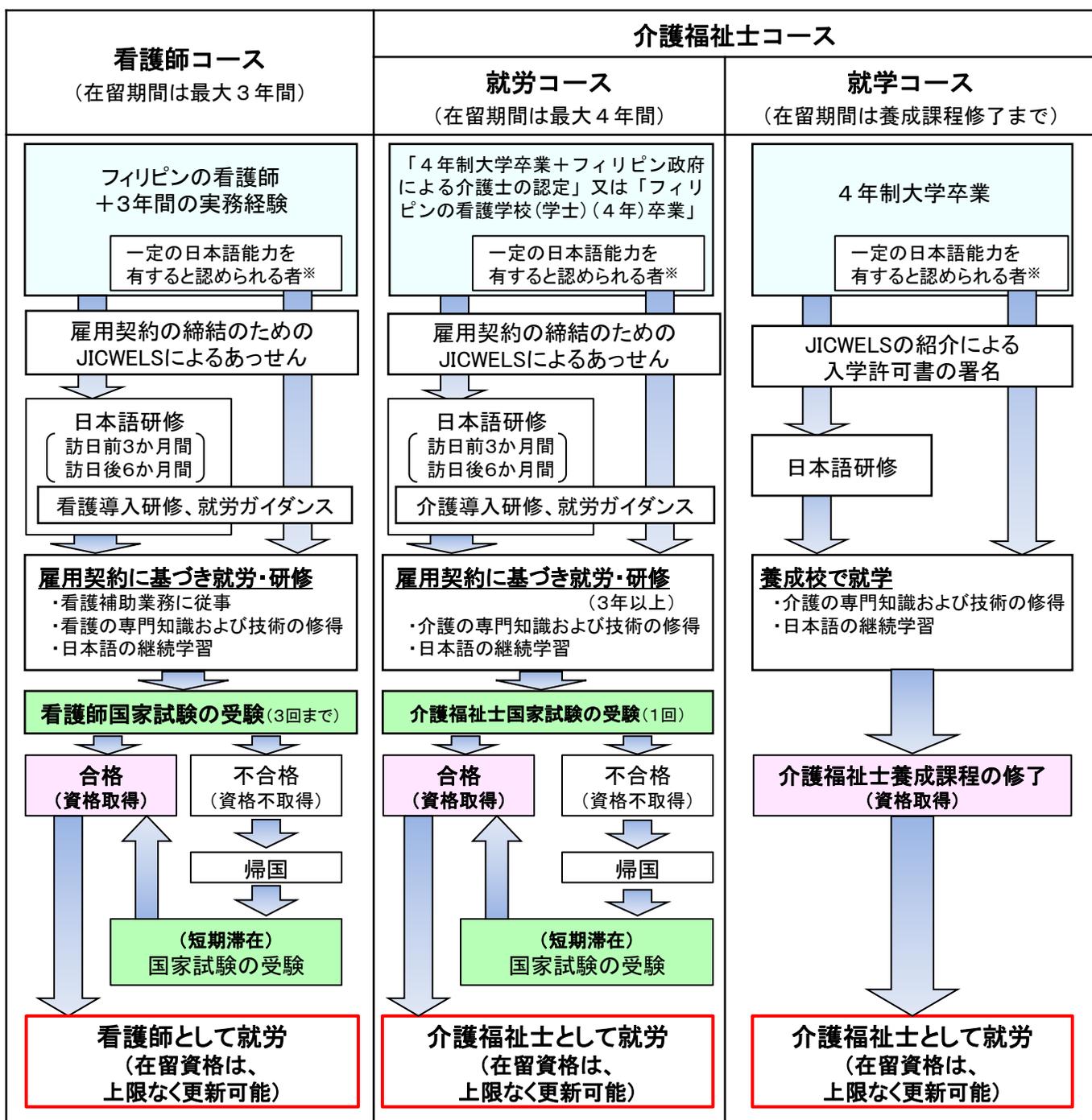
経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成24年度受入れの流れ

趣旨・目的等

- ・日フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

受入れ実績等

平成21年度は310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））、平成22年度は128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））、平成23年度は131人（看護70人、介護61人（就労61人、就学は募集なし））が入国。平成24年度の受入れ最大人数は、500人（看護200人、介護300人）。



※ 日本語能力試験N2(旧2級)程度の日本語能力がある場合(累計13人(看護0人、介護13人))

(注)上記受入れの流れは、今後、相手国側との調整などにより、予定変更の可能性もあります。

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

平成23年12月1日現在
(単位:人)

インドネシア(候補者)		入国者数	就労・研修中の人数 (※1)	雇用契約終了・帰国者 数(※1, 2, 3, 4)	合格者
20年度	看護	104	27	62	15
	介護	104	95	9	-
21年度	看護	173	155	16	2
	介護	189	174	15	-
22年度	看護	39	37	2	0
	介護	77	74	3	-
23年度	看護	47	就労・研修開始前	-	-
	介護	58	1(※5)	0	-

フィリピン(候補者)		入国者数	就労・研修中の人数 (※1, 6)	雇用契約終了・帰国者 数(※1, 2, 3, 4)	合格者
21年度	看護	93	63	28	2
	介護(就労)	190	159	31	-
22年度	看護	46	43	3	0
	介護(就労)	72	66	6	-
23年度	看護	70	69	1	-
	介護(就労)	61	1(※5)	-	-
21年度	介護(就学)	27	23	4	-
22年度	介護(就学)	10	10	0	-
23年度	介護(就学)	-	-	-	-

合計(候補者)		入国者数	就労・研修中の人数 (※1, 6)	雇用契約終了・帰国者 数(※1, 2, 3, 4)	合格者
インドネシア	看護	363	219	80	17
	介護	428	344	27	-
フィリピン	看護	209	175	32	2
	介護(就労)	323	226	37	-
	介護(就学)	37	33	4	-
インドネシア合計		791	563	107	17
フィリピン合計		569	434	73	2
看護合計		572	394	112	19
介護合計(就学含む)		788	603	68	-
合計(就学含む)		1360	997	180	19
合計(就学除く)		1323	964	176	19

合格者	累計人数	就労中の人数(※8)	雇用契約終了・帰国者 数(※2, 3, 4)
看護師(※7)	19	18	1

※1 国家試験合格前(就学コースにあつては国家資格取得前)の候補者の人数。

※2 雇用契約終了日(雇用契約終了のしるしをとる前に本帰国した場合は帰国日(注:一時帰国中に雇用契約が終了された場合は雇用契約終了日))を以て、雇用契約終了・帰国者数に計上している。

※3 一時帰国の場合、雇用契約終了・帰国者数には含めていない(引き続き就労・研修中(就学コースにあつては就学中、資格取得者にあつては就労中)とみなしている)。

※4 雇用契約終了報告書が雇用契約終了後に提出されることや、雇用契約終了報告書に記載された雇用契約終了の予定の変更があり得るため、人数は今後増減があり得る。

※5 日本語研修免除者のみが就労・研修を開始し、日本語研修免除者以外は就労・研修開始前(日本語研修中)。

※6 「介護(就学)」については就学中の候補者の人数。

※7 免許の交付時点ではなく、合否結果の発表時点を以て計上している。

※8 特定活動(EPA)の在留資格により看護師として就労中の人数。

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成 23 年 3 月 11 日
閣 議 決 定〕

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア EPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン EPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア EPA 又は日フィリピン EPA に基づき本邦に入国・滞在する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア EPA 及び日フィリピン EPA に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手續及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3.

(1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)

看護職員就業者数の推移

看護職員就業者数(年次別、就業場所別)

(単位：人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サビ ス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
18年	1,333,045	8,534	32,702	831,921	290,929	1,646	35,963	27,307	15,641	25,505	33,923	7,613	13,637	7,724
19年	1,370,264	8,381	33,311	851,912	297,040	1,636	37,995	28,494	16,354	27,348	37,695	8,294	13,859	7,945
20年	1,397,333	8,108	33,480	869,648	299,468	1,742	38,741	27,662	18,541	28,806	35,826	10,857	14,792	9,662
21年	1,433,772	7,932	34,393	892,003	304,247	1,720	39,796	28,082	19,502	30,179	38,866	11,411	15,228	10,413
22年	1,470,421	8,502	34,723	911,400	309,296	1,926	41,367	30,301	20,590	32,231	42,946	11,251	15,943	9,945

保健師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位：人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サビ ス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
18年	47,088	7,185	23,455	3,073	6,985	38	309	337	37	496	2,437	884	1,852
19年	48,246	7,137	23,833	3,605	7,096	39	301	350	41	492	2,651	896	1,805
20年	51,703	6,927	24,299	4,094	8,325	46	276	390	41	446	3,524	983	2,352
21年	53,212	6,720	24,848	4,580	8,448	46	237	387	52	460	3,738	1,027	2,669
22年	54,289	7,132	25,501	4,807	8,743	64	268	417	32	351	3,532	1,074	2,368

助産師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位：人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所				社会福祉 施設	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
						開設者	従事者	出張のみ	計				
18年	27,352	221	557	18,054	5,827	683	281	586	1,550	12	12	1,027	92
19年	27,927	229	570	18,293	6,129	679	298	553	1,530	12	13	1,061	90
20年	30,130	227	667	18,900	7,306	788	284	581	1,653	6	38	1,223	110
21年	31,312	221	724	19,671	7,686	788	315	528	1,631	5	32	1,249	93
22年	32,480	266	722	20,093	8,162	890	353	546	1,789	14	24	1,298	112

看護師・准看護師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位：人)

年次	区分	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サビ ス等	事業所	看護師等 学校養成 所・研究 機関	その他
18年	看護師+ 准看護師	1,258,605	1,128	8,690	810,794	278,117	35,925	26,990	15,292	25,468	33,427	5,164	11,726	5,884
19年		1,294,091	1,015	8,908	830,014	283,815	37,956	28,185	15,992	27,307	37,203	5,630	11,902	6,164
20年		1,315,500	954	8,514	846,654	283,837	38,695	27,382	18,145	28,765	35,380	7,295	12,586	7,293
21年		1,349,248	991	8,821	867,752	288,113	39,750	27,842	19,110	30,127	38,406	7,641	12,952	7,743
22年		1,383,652	1,104	8,500	886,500	292,391	41,303	30,026	20,159	32,199	42,595	7,695	13,571	7,609
18年	看護師	848,185	938	6,778	617,625	127,852	15,250	23,354	8,608	11,325	16,538	3,917	11,710	4,290
19年		882,819	844	7,030	640,197	133,694	16,359	24,525	8,982	12,232	18,279	4,350	11,884	4,443
20年		918,263	848	6,831	662,010	142,320	16,907	24,628	10,304	13,456	17,375	5,797	12,556	5,231
21年		954,818	865	7,147	687,331	148,237	17,649	24,912	10,954	14,347	18,759	6,066	12,926	5,625
22年		994,639	1,012	6,986	711,987	154,554	18,848	27,218	11,916	15,998	20,829	6,059	13,547	5,685
18年	准看護師	410,420	190	1,912	193,169	150,265	20,675	3,636	6,684	14,143	16,889	1,247	16	1,594
19年		411,272	171	1,878	189,817	150,121	21,597	3,660	7,010	15,075	18,924	1,280	18	1,721
20年		397,237	106	1,683	184,644	141,517	21,788	2,754	7,841	15,309	18,005	1,498	30	2,062
21年		394,430	126	1,674	180,421	139,876	22,101	2,930	8,156	15,780	19,647	1,575	26	2,118
22年		389,013	92	1,514	174,513	137,837	22,455	2,808	8,243	16,201	21,766	1,636	24	1,924

(注1) 「病院」については、「病院報告」により計上した。

(注2) 「診療所」については、「医療施設調査」(平成20年)及び推計(平成18、19、21、22年)により計上した。

(注3) 「病院」及び「診療所」以外については、「衛生行政報告例(平成18、20、22年)」及び推計(平成19、21年)により計上した。

(医政局看護課調べ)